

スクール・ミッションの再定義とスクール・ポリシーの策定について

令和3年3月、学校教育法施行規則等の一部改正を受け、国は「設置者（東京都）が各高校に対し、各校の社会的な意義をスクール・ミッションとして示すこと」とし、各高校に「スクール・ポリシーを策定し、公表すること」を義務付けました。

そこで、東京都教育委員会と連携し、本校の歴史や伝統、地域の実情、期待される社会的役割、目指すべき学校像などを踏まえ、以下のようにスクール・ミッションを再定義いたしました。また、スクール・ミッションを踏まえ、3つの方針（スクール・ポリシー）を策定いたしました。

スクール・ミッション

基礎学力を身に付けた社会に貢献できる生徒の育成を目指し、勤労と学習の両立を図り、計画的で節度ある生活態度を培うとともに、発展的に学ぶ態度を育成する教育活動を通じて、一人一人を尊重し、共生の重要性を認識し、互いの価値観を認め合う心をもった生徒を育成する。

スクール・ポリシー

《グラデュエーション・ポリシー 育成を目指す資質・能力に関する方針》

- ・ 自主・自立の精神を身につけ、変化する社会を生き抜く力を有する人間の育成
- ・ 基礎的な学力及び社会常識を身につけ、生涯学び続け、社会に貢献できる人間の育成
- ・ 困難なことや面倒なことにも粘り強く取り組み、社会人として義務を果たすことのできる人間の育成

《カリキュラム・ポリシー 教育課程の編成及び実施に関する方針》

- ・ 義務教育段階の学び直しを取り入れた教育課程の編成
- ・ 進学、就職、三修制など生徒の多様な進路を実現するための教育課程の編成
- ・ 校外学習や文化祭等の特別活動や各種外部機関と連携した教育活動を通じて他者理解や社会性を育成する教育課程の編成

《アドミッション・ポリシー 入学者の受入れに関する方針》

- ・ 定時制課程の特徴を生かして、これから本校で自ら進んで学ぼうとする意欲をもつ生徒
- ・ 周囲の人々とよい関係を築き、思いやりをもって人に接しようとする生徒
- ・ 学校行事や部活動等に積極的に取り組もうとする意欲のある生徒